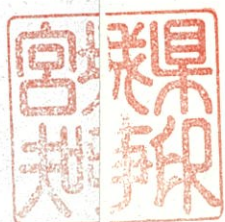


災害発生時における民間賃貸住宅
の提供等に関する書
協 定 書



宮 城 県
仙 台 市

公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会

公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会



災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）、仙台市（以下「乙」という。）、並びに公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「丙」という。）は、災害時における民間賃貸住宅の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における民間賃貸住宅の提供等に関して、甲又は乙が丙に協力を求めるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「被災者」とは、宮城県内で発生した災害により滅失若しくは損傷した住宅に居住していた者をいう。

- 2 この協定において「住宅確保困難者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 被災者でかつ滅失若しくは損傷した住宅以外に住宅を所有しない者であって、住宅を確保するために必要な資力を有していないと市町村が認める者
 - 二 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる長期避難世帯の指定を受けたこと、二次被害を生ずるおそれが高いこと等から、長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村が認める者
- 3 この協定において「応急仮設住宅の供与」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号、以下「法」という。）第2条の規定による救助として、甲又は乙が住宅確保困難者に民間賃貸住宅を借り上げ応急仮設住宅として供与することをいう。
- 4 この協定において「住宅確保支援業務」とは、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 甲又は乙の要請に基づき、丙が甲又は乙に対し、その保有する民間賃貸住宅の物件情報を提供し、丙が被災者への物件紹介を原則、無報酬で行うこと（以下「被災者に対する民間賃貸住宅の提供」という。）
 - 二 甲又は乙の要請に基づき、丙が、その保有する民間賃貸住宅の物件情報のうち応急仮設住宅として提供可能なものを甲又は乙に提供すること
- 5 この協定において「局所災害」とは、仙台市又は仙台市以外の市町村のみに法が適用される災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲又は乙は、災害が発生し必要があると認めるときは、丙に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

- 一 住宅確保支援業務
- 二 応急仮設住宅の供与
- 2 前項第2号に係る要請については、応急仮設住宅の供与が県全体として公平かつ迅速に実施されることを確保するため、甲の連絡調整の下で行うものとする。ただし、当該要請に係る災害が局所災害である場合においては、この限りでない。
- 3 第一項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請するものとし、後日速やかに要請文書を丙に送付するものとする。
- 4 甲又は乙は、第一項による協力要請を行ったときは、相互に要請内容を情報提供することとする。

(協力)

第4条 丙は、前条の規定に基づく甲又は乙からの要請があった場合、被災者に対する民間賃貸住宅の提供等に向けて、甲又は乙に可能な限り協力するものとする。

(甲及び乙の役割)

第5条 甲又は乙は、被災者に対する民間賃貸住宅の提供等に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 住宅確保支援業務に関すること
- 二 応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 三 応急仮設住宅の借り上げに関すること
- 四 応急仮設住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 五 応急仮設住宅の賃料等の支払に関すること
- 六 その他関係者との調整に関すること

- 2 甲又は乙は、前項に掲げる業務の一部を、丙に委託することができる。
- 3 甲及び乙は、住宅確保支援業務により丙から提供された民間賃貸住宅の物件情報を適正に管理し、効果的に活用するよう努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、応急仮設住宅の供与が公平かつ迅速に実施されることを確保するため、平常時から地域の実情に応じた家賃相場等を十分に精査した上で、適切な月額賃料の上限額を設定するよう努めるものとする。

(丙の役割)

第6条 丙は、第4条に基づき甲又は乙に協力するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 住宅確保支援業務に関すること
- 二 応急仮設住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借り上げ応急仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 三 応急仮設住宅として甲又は乙が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 四 甲又は乙からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 丙は、平常時から、この協定について丙の会員の理解と協力を得られるよう努力するとともに、災害時において民間賃貸住宅の物件情報の提供等が円滑に実施されるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 丙は、丙の会員による被災者に対する民間賃貸住宅の提供が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資料の交換)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、相互に、次に掲げる情報又は資料を交換するものとする。

- 一 宮城県地域防災計画
- 二 仙台市地域防災計画
- 三 連絡担当者の氏名、連絡先等
- 四 丙の会員名簿

(連絡窓口)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、連絡窓口を設置するものとする。

(運用細則)

第9条 この協定に定めるもののほか、実施に関し必要な事項については、甲乙丙が協議して、別途「運用細則」を定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙丙が協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定は、法第2条の2第4項の規定により乙が救助実施市の指定を受け、その旨が公示された日から適用する。

2 災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定(平成25年10月16日締結)は、廃止する。なお、廃止前の協定に基づく取扱いについては、従前のおりとする。

平成25年4月26日

甲 宮城県知事 村井嘉浩 印



乙 仙台市長 郡和子



丙 仙台市青葉区国分町三丁目4番18号
公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会
会長 佐々木正勝



仙台市青葉区上杉一丁目4番1号 全日本不動産宮城会館4階
公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部

本部長 小林妙子



東京都千代田区大手町2丁目6番1号 朝日生命大手町ビル17階
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 三好修



